

山江村地域福祉計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

山江村では、地域住民や関係団体、行政がともに助け合い・支え合うことで、誰もが心身健康に暮らすことができるむらづくりの実現を目指し、令和2年3月に「第4期山江村地域福祉計画」を策定し、地域福祉に係る各種施策を推進してきました。

これらの計画が令和7年3月をもって計画期間が終了することに伴い、来年度以降の各種施策の実現に向けた取り組みを計画的・効率的に進めるため、豊富な経験と高い専門性を有する事業者を選定することを目的とし、公募型プロポーザルを実施します。

2. 業務委託の概要

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 業務の名称 | 山江村地域福祉計画策定支援業務 |
| (2) 業務の内容 | 別紙「山江村地域福祉計画策定支援業務委託仕様書」 |
| (3) 契約期間 | 契約締結の翌日から令和7年3月31日まで |
| (4) 契約上限額 | 3,200,000円（消費税及び地方消費税含む） |

3. 委託予定者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定します。

4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、同条第6号に規定する暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き等開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 提案仕様書の内容を熟知し十分に理解したうえで、本公募型プロポーザルに参加できること。

5. 選定スケジュール

項目	日程
公募開始	令和6年4月15日（月）
質疑受付	令和6年4月30日（火）正午必着
質疑回答	令和6年5月10日（金）
参加申込締切	令和6年4月30日（火）正午必着
参加辞退	令和6年5月21日（火）午後5時必着
企画提案書等の提出	令和6年5月28日（火）午後5時必着
本審査プレゼンテーション	令和6年6月5日（水）午後予定
本審査結果の通知	令和6年6月10日（月）予定

※事務上の都合により、日程を変更する場合があります。

6. 提出書類及び提出方法

(1) 質疑受付

①	提出期限	令和6年4月30日（火）正午必着
②	提出書類	質問書（様式1）
③	提出方法	電子メールにて送信してください。また、電子メールの件名は「山江村地域福祉計画策定支援業務委託プロポーザルに関する質問」としてください。
④	質疑回答	令和6年5月10日（金）に質問事項の回答全てを取りまとめて、山江村公式ウェブサイトへ掲載します。口頭による質問の受け付けは行いません。

(2) 企画提案参加申し込み

①	提出期限	令和6年4月30日（火）正午必着
②	提出書類	参加申込書（様式2） 誓約書（様式3） 会社概要（任意様式）※パンフレット等でも可 業務実績書（任意様式） 実施体制調書（任意様式） 国税及び地方税の滞納がないことの証明書 ※提出期限から6ヶ月以内のもの
③	提出方法	郵送又は持参。郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。

(3) 参加辞退

①	提出期限	令和6年5月21日（火）午後5時必着
②	提出書類	辞退届（様式4）
③	提出方法	郵送又は持参。郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 企画提案書等提出

①	提出期限	令和6年5月28日（火）午後5時必着
②	提出部数	7部（押印した正本1部）、副本6部。副本は正本のカラーコピー可。
③	提出書類	企画提案書提出書（様式5） 業務実施体制調書（任意様式） 企画提案書（任意様式） 業務工程表（任意様式） 業務実績書（任意様式） 見積書（任意様式）
④	提出方法	郵送又は持参。郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。
⑤	留意事項	<ul style="list-style-type: none">提出書類は日本工業規格によるA4判の規格、2穴綴じとし、簡易な綴じ方としてください。横書き、文字サイズは11ポイント以上とします。ただし、図表はこの限りではありません。企画提案書提出書は、正本に添付してください。企画提案書は、仕様書に示す内容に沿って作成してください。業務工程表は、作業項目ごとに示した工程表を作成してください。業務実績書は、過去（最低5年間）の受託実績について記載してください。見積書は、項目ごとの経費を積算した内訳書を添付してください。合計額には、消費税及び地方消費税を含むものとし、契約限度額を超える金額の場合は失格とします。

7. 審査及び選定方法

(1) 審査方法

- 企画提案書の内容について、本審査（プレゼンテーション）を実施します。本審査は、令和6年6月5日（水）午後予定です。
- 提案者が1者のみの場合でも審査を行い、必要な条件を満たしていれば選定します。

- ・本審査の実施場所及び時間は、応募状況を確認した後、速やかに通知します。
- ・本審査の出席者は3名以内とします。
- ・本審査の時間は発表時間を20分以内、質疑の時間を10分以内とします。
- ・本審査は提出している企画提案書のみを使用して実施するものとし、パソコン等の電子機器は使用できません。
- ・審査の結果は、決定後速やかに通知します。

(2) 選定方法等

- ・審査基準は別紙「審査基準」のとおりです。
- ・審査基準により審査を行い、最も評価点の高い者を第一優先交渉権者とします。ただし、選定にあたり、評価点が高点の者が2人以上あるときの対応は以下のとおりとします。
 - ① 見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とします。
 - ② 見積価格が同じ場合、審査委員長の審査を基に上位者を決定します。

8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為及び提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合。
- (4) その他、本要領に定める手続きを遵守しない場合。

9. 契約

第一優先交渉権者と詳細な業務の内容及び契約条件について本村と協議・合意したのちに委託契約を締結します。なお、第一優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた者と交渉する場合があります。

10. 留意事項

- (1) 提出された企画提案書等は返却しません。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがあります。
- (4) 電子メール等の通信事故については、本村はいかなる責任も負いません。

1 1. 担当部署（書類等提出先）

- | | | |
|-----|-----------|-------------------------------------|
| (1) | 所在地 | 〒868-8502
熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1 |
| (2) | 担当部署 | 山江村役場 健康福祉課 |
| (3) | 担当者 | 福祉係 迫田 |
| (4) | 電話番号 | 0966-23-3978（直通） |
| (5) | FAX番号 | 0966-24-5669 |
| (6) | 電子メールアドレス | fukushi@vill.yamae.lg.jp |